

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例 平成25年 3 月13日条例第 5 号	○四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例 平成25年 3 月13日条例第 5 号
目次	目次
第 1 章・第 2 章 (略)	第 1 章・第 2 章 (略)
第 3 章 夜間対応型訪問介護	第 3 章 夜間対応型訪問介護
第 1 節～第 3 節 (略)	第 1 節～第 3 節 (略)
第 4 節 運営に関する基準 (第50条―第59条)	第 4 節 運営に関する基準 (第50条―第59条)
<u>第 3 章の 2 地域密着型通所介護</u>	
<u>第 1 節 基本方針 (第59条の 2)</u>	
<u>第 2 節 人員に関する基準 (第59条の 3・第59条の 4)</u>	
<u>第 3 節 設備に関する基準 (第59条の 5)</u>	
<u>第 4 節 運営に関する基準 (第59条の 6―第59条の20)</u>	
<u>第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u>	
<u>第 1 款 この節の趣旨及び基本方針 (第59条の21・第59条の22)</u>	
<u>第 2 款 人員に関する基準 (第59条の23・第59条の24)</u>	
<u>第 3 款 設備に関する基準 (第59条の25・第59条の26)</u>	
<u>第 4 款 運営に関する基準 (第59条の27―第59条の38)</u>	
第 4 章～第 8 章 (略)	第 4 章～第 8 章 (略)
第 9 章 <u>看護小規模多機能型居宅介護</u>	第 9 章 <u>複合型サービス</u>
第 1 節 基本方針 (第190条)	第 1 節 基本方針 (第190条)
第 2 節 人員に関する基準 (第191条―第193条)	第 2 節 人員に関する基準 (第191条―第193条)
第 3 節 設備に関する基準 (第194条・第195条)	第 3 節 設備に関する基準 (第194条・第195条)
第 4 節 運営に関する基準 (第196条―第202条)	第 4 節 運営に関する基準 (第196条―第202条)
附則	附則

改正後	改正前
第1条 ～ 第5条 (略) 第2節 人員に関する基準 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第6条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。)の職種は、次の各号に掲げるものとし、その職種ごとの員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ～ (4) (略) 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他町長が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年高知県条例第8号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第7条第2項のサービス提供責任者 _____ _____をいう。以下同じ。)の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。 3 ～ 4 (略) 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の<u>同一敷地内</u>に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある _____ 場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。	第1条 ～ 第5条 (略) 第2節 人員に関する基準 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第6条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。)の職種は、次の各号に掲げるものとし、その職種ごとの員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ～ (4) (略) 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他町長が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年高知県条例第8号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第7条第2項のサービス提供責任者 <u>又は高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例(平成25年高知県条例第9号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。))第7条第2項のサービス提供責任者</u>をいう。以下同じ。)の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。 3 ～ 4 (略) 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 _____ に次の各号に掲げるいずれかの施設等が <u>併設されている</u> 場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

改正後	改正前
(1) ～ (4) (略) (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第64条第1項、第65条第1項、<u>第82条第6項</u>、第83条第3項及び第84条において同じ。) (6) 指定地域密着型特定施設(第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び<u>第82条第6項</u>において同じ。) (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び<u>第82条第6項</u>において同じ。) (8) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>(第191条第1項に規定する<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。) (9) ～ (11) (略) 6 ～ 12 (略) 第7条 ～ 第13条 (略) (心身の状況等の把握) 第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員(法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。))が居宅サービス計画(<u>法第8条第24項</u>に規定する居宅サービス計画をいう。第16条において同じ。))の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(<u>法第8条第24項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。))の担当者を招集して行う会議をいう。以下この章、<u>第59条の6、第59条の28、第59条の29及び第87条</u>において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に	(1) ～ (4) (略) (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第64条第1項、第65条第1項、<u>第82条第6項第1号</u>、第83条第3項及び第84条において同じ。) (6) 指定地域密着型特定施設(第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び<u>第82条第6項第2号</u>において同じ。) (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び<u>第82条第6項第3号</u>において同じ。) (8) <u>指定複合型サービス事業所</u>(第191条第1項に規定する<u>指定複合型サービス事業所</u>をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。) (9) ～ (11) (略) 6 ～ 12 (略) 第7条 ～ 第13条 (略) (心身の状況等の把握) 第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員(法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。))が居宅サービス計画(<u>法第8条第23項</u>に規定する居宅サービス計画をいう。第16条において同じ。))の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(<u>法第8条第23項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。))の担当者を招集して行う会議をいう。以下この章<u>及び第67条</u>において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に

改正後	改正前
努めなければならない。 第15条 ・ 第16条 (略) (居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) 第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいい、規則で定める計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。 第18条 ～ 第22条 (略) (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針) 第23条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしなければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を<u>行い</u>、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 第24条 ～ 第29条 (略) (管理者等の責務) 第30条 (略) 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者に<u>この節</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 3 (略) 第31条 (略)	努めなければならない。 第15条 ・ 第16条 (略) (居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) 第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画(法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいい、規則で定める計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。 第18条 ～ 第22条 (略) (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針) 第23条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしなければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を<u>行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて</u>、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 第24条 ～ 第29条 (略) (管理者等の責務) 第30条 (略) 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者に<u>この章</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 3 (略) 第31条 (略)

改正後	改正前
(勤務体制の確保等) 第32条 (略) 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、<u>指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所</u>（以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u>の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。 3 ・ 4 (略) 第33条 ～ 第39条 (略) (事故発生時の対応) 第40条 (略) 2 (略) 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項の事故による損害のうち、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が賠償すべきものについては、<u>速やかに</u>賠償しなければならない。 第41条 ～ 第53条 (略) (管理者等の責務) 第54条 (略) 2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介	(勤務体制の確保等) 第32条 (略) 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所 <u>又は指定夜間対応型訪問介護事業所</u>（以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、<u>定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス</u>の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。 3 ・ 4 (略) 第33条 ～ 第39条 (略) (事故発生時の対応) 第40条 (略) 2 (略) 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項の事故による損害のうち、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が賠償すべきものについては、<u>速やか</u>賠償しなければならない。 第41条 ～ 第53条 (略) (管理者等の責務) 第54条 (略) 2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介

改正後	改正前
護事業所の従業者に<u>この節</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	護事業所の従業者に<u>この章</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
3 (略)	3 (略)
第55条 ～ 第58条 (略) (準用)	第55条 ～ 第58条 (略) (準用)
第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、第33条から第38条まで、第40条及び第41条の規定は、<u>指定</u>夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第33条及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等）」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。	第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、第33条から第38条まで、第40条及び第41条の規定は、<u> </u>夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第33条及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等）」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。
<u>第3章の2 地域密着型通所介護</u>	
<u>第1節 基本方針</u>	
(基本方針)	
<u>第59条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、当該事業の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</u>	
<u>第2節 人員に関する基準</u>	
(従業者の員数)	
<u>第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着</u>	

改正後	改正前
型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。 (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数 (2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数 (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして町が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保	

改正後	改正前
<u>されるために必要と認められる数</u> <u>(4) 機能訓練指導員 1 以上</u> <u>2 指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</u> <u>3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。</u> <u>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができる。</u> <u>5 全各号の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</u> <u>6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の業務に従事することができるものとする。</u> <u>7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</u> <u>8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の</u>	

改正後	改正前
事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 <u>(管理者)</u> 第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事することができる。 <u>第3節 設備に関する基準</u> <u>(設備及び備品等)</u> 第59条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 食堂及び機能訓練室 次に定めるところによる。 ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 (2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3 第1項の設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供する	

改正後	改正前
<u>ものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u> <u>4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った町長に届け出るものとする。</u> <u>5 指定地域密着型通所介護事業者が第59条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u> <u>第4節 運営に関する基準</u> <u>（心身の状況等の把握）</u> <u>第59条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</u> <u>（利用料等の受領）</u> <u>第59条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</u> <u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用</u>	

改正後	改正前
<u>料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</u> 3 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</u> (1) <u>利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</u> (2) <u>指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</u> (3) <u>食事の提供に要する費用</u> (4) <u>おむつ代</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</u> 4 <u>前項第3号に掲げる費用については、町長が定めるところによるものとする。</u> 5 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u> <u>(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)</u> 第59条の8 <u>指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。</u> 2 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u> <u>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</u>	

改正後	改正前
第59条の9 <u>指定地域密着型通所介護の具体的取扱い方針は、次に掲げるところによるものとする。</u> (1) <u>指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。</u> (2) <u>指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</u> (3) <u>指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</u> (4) <u>地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</u> (5) <u>指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</u> (6) <u>指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。この場合において、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。</u> <u>(地域密着型通所介護計画の作成)</u> 第59条の10 <u>指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、</u>	

改正後	改正前
<u>当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。</u> <u>2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</u> <u>3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</u> <u>4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</u> <u>5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録しなければならない。</u> <u>(管理者の責務)</u> <u>第59条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従事者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</u> <u>2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</u> <u>(運営規程)</u> <u>第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</u> <u>(1) 事業の目的及び運営の方針</u> <u>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</u> <u>(3) 営業日及び営業時間</u>	

改正後	改正前
(4) <u>指定地域密着型通所介護の利用定員</u> (5) <u>指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</u> (6) <u>通常の事業の実施地域</u> (7) <u>サービス利用に当たっての留意事項</u> (8) <u>緊急時等における対応方法</u> (9) <u>非常災害対策</u> (10) <u>その他運営に関する重要事項</u> <u>(勤務体制の確保等)</u> 第59条の13 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。</u> 2 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業員によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u> 3 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u> <u>(定員の遵守)</u> 第59条の14 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u> <u>(非常災害対策)</u> 第59条の15 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</u> <u>(衛生管理等)</u> 第59条の16 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食</u>	

改正後	改正前
<u>器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</u> 2 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> (地域との連携等) 第59条の17 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員(町の区域内に指定地域密着型通所介護事業所が所在する場合に限る。)</u> <u>又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u> 2 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u> 3 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等と連携し、又は協力することその他の地域との交流を図らなければならない。</u> 4 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u> 5 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指</u>	

改正後	改正前
<u>定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</u> <u>(事故発生時の対応)</u> <u>第59条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、必要な措置を講ずるとともに、当該事故について、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない。</u> <u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</u> <u>3 指定地域密着型通所介護事業者は、第1項の事故による損害のうち、指定地域密着型通所介護事業者が賠償すべきものについては、速やかに賠償しなければならない。</u> <u>4 指定地域密着型通所介護事業者は、第59条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</u> <u>(記録の整備)</u> <u>第59条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</u> <u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。</u> <u>(1) 地域密着型通所介護計画</u> <u>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u> <u>(3) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録</u> <u>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u> <u>(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> <u>(6) 第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u> <u>(準用)</u> <u>第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地</u>	

改正後	改正前
<u>域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第24条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</u> <u>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u> <u>第1款 この節の趣旨及び基本方針</u> <u>(この節の趣旨)</u> <u>第59条の21 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者でサービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</u> <u>(基本方針)</u> <u>第59条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、当該事業の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</u> <u>2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。</u> <u>第2款 人員に関する基準</u> <u>(従業者の員数)</u>	

改正後	改正前
<u>第59条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。</u> <u>2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の業務に従事する者でなければならない。</u> <u>（管理者）</u> <u>第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事することができる。</u> <u>2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。</u> <u>3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。</u> <u>第3款 設備に関する基準</u> <u>（利用定員）</u> <u>第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。</u> <u>（設備及び備品等）</u> <u>第59条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</u> <u>2 前項の専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。</u> <u>3 第1項の設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u>	

改正後	改正前
<u>4 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った町長に届け出るものとする。</u> <u>第4款 運営に関する基準</u> <u>(内容及び手続の説明及び同意)</u> <u>第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</u> <u>2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</u> <u>(心身の状況等の把握)</u> <u>第59条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</u> <u>2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。</u> <u>(指定居宅介護支援事業者等との連携)</u> <u>第59条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u> <u>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討する</u>	

改正後	改正前
<u>ため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。</u> <u>3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。</u> <u>4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u> <u>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</u> <u>第59条の30 指定療養通所介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。</u> <u>(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</u> <u>(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</u> <u>(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</u> <u>(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師及び利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。</u> <u>(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。</u> <u>(療養通所介護計画の作成)</u> <u>第59条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。</u>	

改正後	改正前
2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定居宅サービス等基準条例第70条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録しなければならない。 （緊急時等の対応） 第59条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）を利用者ごとに検討し、あらかじめ緊急時等の対応策を定めておかなければならない。 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、直ちに主治の医師又は第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。 5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更に	

改正後	改正前
<u>ついて準用する。</u> <u>(管理者の責務)</u> 第59条の33 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</u> 2 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師及び利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。</u> 3 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。</u> 4 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。</u> 5 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</u> <u>(運営規程)</u> 第59条の34 <u>指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</u> (1) <u>事業の目的及び運営の方針</u> (2) <u>従業者の職種、員数及び職務の内容</u> (3) <u>営業日及び営業時間</u> (4) <u>指定療養通所介護の利用定員</u> (5) <u>指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</u> (6) <u>通常の事業の実施地域</u> (7) <u>サービス利用に当たっての留意事項</u> (8) <u>非常災害対策</u> (9) <u>その他運営に関する重要事項</u> <u>(緊急時対応医療機関)</u> 第59条の35 <u>指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるた</u>	

改正後	改正前
<u>め、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。</u> 2 <u>緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。</u> 3 <u>指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。</u> <u>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</u> 第59条の36 <u>指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。</u> 2 <u>指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。</u> 3 <u>指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。</u> <u>(記録の整備)</u> 第59条の37 <u>指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</u> 2 <u>指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。</u> (1) <u>療養通所介護計画</u> (2) <u>前条第2項に規定する検討の結果についての記録</u> (3) <u>次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u> (4) <u>次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録</u> (5) <u>次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u>	

改正後	改正前
(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用) 第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7（第3項第2号を除く。）、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。 第4章 認知症対応型通所介護 第1節 基本方針 第60条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、認知症である利用者（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 第2節 人員及び設備に関する基準 第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症	第4章 認知症対応型通所介護 第1節 基本方針 第60条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 第2節 人員及び設備に関する基準 第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症

改正後	改正前
対応型通所介護 第61条 ・ 第62条 (略) (設備及び備品等) 第63条 (略) 2 ・ 3 (略) <u>4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った町長に届け出るものとする。</u> <u>5 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第7条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>第1項から第3項まで</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u> 第2款 共用型指定認知症対応型通所介護 第64条 (略) (利用定員等) 第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所<u>又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに</u>、指定地域密着型特	対応型通所介護 第61条 ・ 第62条 (略) (設備及び備品等) 第63条 (略) 2 ・ 3 (略) <u>4 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第7条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>前3項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u> 第2款 共用型指定認知症対応型通所介護 第64条 (略) (利用定員等) 第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、<u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u> _____、指定地域密着型特

改正後	改正前
定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設<u>においては施設</u>ごとに1日当たり3人以下とする。 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。<u>以下同じ。</u>）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。<u>以下同じ。</u>）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。<u>以下同じ。</u>）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（<u>法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。</u>）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。	定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設_____ごとに1日当たり3人以下とする。 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう_____。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう_____。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう_____。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設_____若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。
第66条 (略)	第66条 (略)
第3節 運営に関する基準	第3節 運営に関する基準
<u>第67条及び第68条 削除</u>	<u>(心身の状況等の把握)</u>
	<u>第67条 指定認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</u> <u>(利用料等の受領)</u> <u>第68条 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとす</u>

改正後	改正前
(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針) 第69条 指定認知症対応型通所介護 <u>(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同</u>	<u>る。</u> 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 (2) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用 (3) 食事の提供に要する費用 (4) おむつ代 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4 前項第3号に掲げる費用については、町長が定めるところによるものとする。 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 (指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針) 第69条 指定認知症対応型通所介護

改正後	改正前
(事故発生時の対応) 第78条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知	3 指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 (定員の遵守) 第75条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (非常災害対策) 第76条 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。 (衛生管理等) 第77条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (地域との連携等) 第78条 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等と連携し、又は協力することその他の地域との交流を図らなければならない。 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

改正後	改正前
<u>症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、必要な措置を講ずるとともに、当該事故について、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない。</u> <u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</u> <u>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、第1項の事故による損害のうち、指定認知症対応型通所介護事業者が賠償すべきものについては、速やかに賠償しなければならない。</u> <u>4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</u> (記録の整備) 第79条 (略) 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) ～ (4) (略) (5) 次条において準用する<u>第59条の18第2項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>(6) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u> (準用) 第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、<u>第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18まで</u>の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあ	(記録の整備) 第79条 (略) 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) ～ (4) (略) (5) 次条において準用する<u>第40条第2項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (準用) 第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、<u>第40条、第41条及び第53条</u>の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあ

改正後	改正前
るのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」<u>、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする。</u> 第5章 小規模多機能型居宅介護 第1節 基本方針 第81条 (略) 第2節 人員に関する基準 (従業者の員数等) 第82条 (略) 2 ～ 5 (略) <u>6 次の表の左欄に掲げる</u> <u>場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の業務に従事することができる。</u>	るのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」<u>と読み替えるものとする。</u> 第5章 小規模多機能型居宅介護 第1節 基本方針 第81条 (略) 第2節 人員に関する基準 (従業者の員数等) 第82条 (略) 2 ～ 5 (略) <u>6 指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、</u> <u>当該小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の業務に従事することができる。</u> <u>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所</u> <u>(2) 指定地域密着型特定施設</u> <u>(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設</u> <u>(4) 指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u>

改正後			改正前
<u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</u>	<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病棟を有する診療所であるものに限る。）</u>	<u>介護職員</u>	
<u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</u>	<u>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u>	<u>看護師又は准看護師</u>	
7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に			7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は<u>指定複合型サービス事業者</u>により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に

改正後	改正前
置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。	置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。
8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間興津出張所深夜の時間帯を通じて本体事業所に宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は <u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u> （第191条第1項に規定する <u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u> をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。	8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間興津出張所深夜の時間帯を通じて本体事業所に宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は <u>複合型サービス従業者</u> （第191条第1項に規定する <u>複合型サービス従業者</u> をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
9 ～ 13 (略) (管理者)	9 ～ 13 (略) (管理者)
第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号に掲げる施設等の業務、 <u>同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の業務</u> （当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。） <u>若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）</u> に従事することができる。	第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号に掲げる施設等の業務 <u>若しくは</u> 同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の業務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。） <u>に</u> 従事することができる。
2 (略)	2 (略)
3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老	3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老

改正後	改正前
人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（<u>第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。</u>）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、町長が定める研修を修了しているものでなければならない。	人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所_____等 の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、町長が定める研修を修了しているものでなければならない。
第84条 (略) 第3節 設備に関する基準 (登録定員及び利用定員)	第84条 (略) 第3節 設備に関する基準 (登録定員及び利用定員)
第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（登録者の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）は、<u>29人</u>（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とする。	第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（登録者の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）は、<u>25人</u>（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とする。
2 (略) (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（<u>登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、</u>サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）まで	2 (略) (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（_____サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）まで

改正後		改正前								
<table><tr><td>登録定員</td><td>利用定員</td></tr><tr><td>26人又は27人</td><td>16人</td></tr><tr><td>28人</td><td>17人</td></tr><tr><td>29人</td><td>18人</td></tr></table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人		
登録定員	利用定員									
26人又は27人	16人									
28人	17人									
29人	18人									
(2)	(略)	(2)								
	(略)	(略)								
第4節 運営に関する基準		第4節 運営に関する基準								
(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)		(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)								
第91条	(略)	第91条								
2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を <u>行い</u> 、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。		2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を <u>行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて</u> 、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。								
(略)		(略)								
第105条 削除		<u>第105条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員（町の区域内に指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する場合に限る。）又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u>								
		<u>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u>								
		3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、								

改正後	改正前
(居住機能を担う併設施設等への入居) 第106条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が<u>第82条第6項</u>に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (記録の整備) 第107条 (略) 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) ～ (7) (略) (8) <u>次条において準用する第59条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用) 第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、<u>第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59</u>	<u>地域住民又はその自発的な活動等と連携し、又は協力することその他の地域との交流を図らなければならない。</u> <u>4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u> <u>5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</u> (居住機能を担う併設施設等への入居) 第106条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が<u>第82条第6項各号</u>に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (記録の整備) 第107条 (略) 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) ～ (7) (略) (8) <u>第105条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用) 第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、<u>第72条、第74条及び第77条</u>

改正後	改正前
<u>条の17</u>の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第59条の11第2項</u>中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、<u>第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</u>	<u> </u>の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第72条第2項</u>中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、<u>第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。</u>
第6章 認知症対応型共同生活介護	第6章 認知症対応型共同生活介護
第1節 基本方針	第1節 基本方針
第109条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（<u>法第8条第20項</u>に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。	第109条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（<u>法第8条第19項</u>に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。
第2節 人員に関する基準 （従業者の員数）	第2節 人員に関する基準 （従業者の員数）
第110条 (略)	第110条 (略)
2 ～ 3 (略)	2 ～ 3 (略)
4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>が併設されている場合	4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>が併設されている場合

改正後	改正前
において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第191条に定める<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の人員に関する基準を満たす<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の業務に従事することができる。	において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第191条に定める<u>指定複合型サービス事業所</u>の人員に関する基準を満たす<u>複合型サービス従業者</u>を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>の業務に従事することができる。
5 ・ 6 (略)	5 ・ 6 (略)
7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができる。	7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができる。
8 ～ 10 (略) (管理者)	8 ～ 10 (略) (管理者)
第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の業務に従事することができる。	第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは<u>指定複合型サービス事業所</u>の業務に従事することができる。
2 (略) (略)	2 (略) (略)
第3節 設備に関する基準	第3節 設備に関する基準
第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。<u>ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定</u>	第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。_____

改正後	改正前
<u>認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</u> 2 ～ 7 (略) (略) (管理者による管理) 第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは<u>指定</u>地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 (略) (記録の整備) 第127条 (略) 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完了の日から2年間保存しなければならない。 (1) ～ (6) (略) (7) 次条において準用する<u>第59条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用) 第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、<u>第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで</u>、第99条、第102条及び第104条 の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条中	2 ～ 7 (略) (略) (管理者による管理) 第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは 地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 (略) (記録の整備) 第127条 (略) 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完了の日から2年間保存しなければならない。 (1) ～ (6) (略) (7) 次条において準用する<u>第105条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用) 第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、<u>第72条、第77条</u>、第99条、第102条、<u>第104条及び第105条第1項から第4項まで</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条中

改正後	改正前
「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、<u>第59条の11第2項</u>中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、<u>第59条の17第1項</u>中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「<u>認知症対応型共同生活介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「<u>2月</u>」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と _____ _____ _____読み替えるものとする。 第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護 第1節 基本方針 第129条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（<u>法第8条第21項</u>に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。 2 (略) 第2節 人員に関する基準 (従業者の員数) 第130条 (略)	「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、<u>第72条第2項</u> 中「この節」とあるのは「第6章第4節」と _____ _____ _____、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、<u>第105条第1項</u>中「<u>小規模多機能型居宅介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型共同生活介護について知見を有する者</u>」と、「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」とあるのは「<u>活動状況</u>」と読み替えるものとする。 第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護 第1節 基本方針 第129条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（<u>法第8条第20項</u>に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。 2 (略) 第2節 人員に関する基準 (従業者の員数) 第130条 (略)

改正後	改正前
2 ～ 8 (略)	2 ～ 8 (略)
9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第191条に定める<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の人員に関する基準を満たす<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の業務に従事することができる。	9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第191条に定める<u>指定複合型サービス事業所</u>の人員に関する基準を満たす<u>複合型サービス従業者</u>を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>の業務に従事することができる。
10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (管理者)	10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (管理者)
第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の業務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の業務に従事することができる。	第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の業務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは<u>指定複合型サービス事業所</u>の業務に従事することができる。
(略) 第4節 運営に関する基準 (略)	(略) 第4節 運営に関する基準 (略)
<u>第135条 削除</u>	<u>(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)</u> <u>第135条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである指定地</u>

改正後	改正前
(略) (記録の整備) 第148条 (略) 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) ～ (7) (略) (8) 次条において準用する<u>第59条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用) 第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、<u>第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、<u>第59条の11第2項</u>中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、<u>第59条の17第1項</u>中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と	<u>域密着型特定施設において指定地域密着型特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。</u> (略) (記録の整備) 第148条 (略) 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) 地域密着型特定施設サービス計画 (8) 次条において準用する<u>第105条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 <u>(9) 入居者である居宅要介護被保険者に代わり地域密着型介護サービス費の支払を受けることについて当該居宅要介護被保険者の同意を得た旨及び当該居宅要介護被保険者の氏名等が記載された書類</u> (準用) 第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、<u>第72条、第76条、第77条、第99条及び第105条第1項から第4項まで</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、<u>第72条第2項</u>中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、<u>第105条第1項</u>中「<u>小規模多機能型居宅介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者</u>」と、「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」とあるのは「活動

改正後	改正前
<u>読み替えるものとする。</u> 第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 第1節 基本方針 第150条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（<u>法第8条第22項</u>に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。 2 ～ 3 (略) 第2節 人員に関する基準 (従業者の員数) 第151条 (略) 2 ～ 3 (略) 4 第1項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第152条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。）</u>、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、	<u>状況</u>と読み替えるものとする。 第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 第1節 基本方針 第150条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（<u>法第8条第21項</u>に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。 2 ～ 3 (略) 第2節 人員に関する基準 (従業者の員数) 第151条 (略) 2 ～ 3 (略) 4 第1項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設_____、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、

改正後	改正前
これを置かないことができる。	これを置かないことができる。
5 ～ 7 (略)	5 ～ 7 (略)
8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員	(1) 指定介護老人福祉施設 _____ 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員
(2) ～ (3) (略)	(2) ～ (3) (略)
9 ～ 12 (略)	9 ～ 12 (略)
13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第102条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。） _____、指定短期入所生活介護事業所等、 <u>指定地域密着型通所介護事業所</u> 又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第102条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。） <u>若しくは指定介護予防サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所</u> 、指定短期入所生活介護事業所等 _____又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
14 (略)	14 (略)
15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老	15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は <u>指定複合型サービス事業所</u> が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は <u>指定複合型サービス事業所</u> の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老

改正後	改正前
人福祉施設の<u>入所者</u>の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	人福祉施設の<u>利用者</u>の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第82条若しくは第191条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の業務に従事することができる。	16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、<u>指定複合型サービス事業所</u>又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第82条若しくは第191条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の業務に従事することができる。
<u>17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員の数は、これらの号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。</u>	
第3節 設備に関する基準 (設備)	第3節 設備に関する基準 (設備)
第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設に設けるべき設備は、次の各号に掲げるものとし、その設備ごとの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ～ (5) (略) (6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることと	第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設に設けるべき設備は、次の各号に掲げるものとし、その設備ごとの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ～ (5) (略) (6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることと

改正後	改正前
し、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けることで足りる。	し、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けることで足りる。
(7) ～ (9) (略)	(7) ～ (9) (略)
2 (略)	2 (略)
第4節 運営に関する基準 (略)	第4節 運営に関する基準 (略)
(協力病院等)	(協力病院等)
第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院（当該指定地域密着型介護老人福祉施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている病院をいう。）を定めておかなければならない。	第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院（当該指定地域密着型介護老人福祉施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力協力が合意されている病院をいう。）を定めておかなければならない。
2 (略)	2 (略)
(略)	(略)
(記録の整備)	(記録の整備)
第176条 (略)	第176条 (略)
2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。	2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。
(1) ～ (6) (略)	(1) ～ (6) (略)
(7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)	(準用)
第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第	第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで

改正後	改正前
<u>4項まで</u>の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。 この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第59条の11第2項</u>中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、<u>第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と</u> <u>読み替えるものとする。</u>	の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。 この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第72条第2項</u>中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、<u>第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</u>
第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 (略)	第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 (略)
第2款 設備に関する基準 (設備)	第2款 設備に関する基準 (設備)
第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に設けるべき設備は、次の各号に掲げるものとし、その設備ごとの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ・ (2) (略) (3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設<u>又は指定地域密着型介護老人福祉施設</u>であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に	第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に設けるべき設備は、次の各号に掲げるものとし、その設備ごとの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ・ (2) (略) (3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設<u>であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に</u>

改正後	改正前
用いる設備を設けることで足りる。	用いる設備を設けることで足りる。
(4) ・ (5) (略)	(4) ・ (5) (略)
2 (略)	2 (略)
(略)	(略)
(社会生活上の便宜の提供等)	(社会生活上の便宜の提供等)
第185条 (略)	第185条 (略)
2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、 <u>入居者</u> が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、当該 <u>入居者</u> 又はその家族が行うことが困難である場合は、当該 <u>入居者</u> の同意を得て、これらの者に代わって当該手続を行わなければならない。	2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、 <u>入所者</u> が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、当該 <u>入所者</u> 又はその家族が行うことが困難である場合は、当該 <u>入所者</u> の同意を得て、これらの者に代わって当該手続を行わなければならない。
3 ・ 4 (略)	3 ・ 4 (略)
(略)	(略)
(準用)	(準用)
第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、 <u>第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで</u> 、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、 <u>第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6</u>	第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、 <u>第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで</u> 、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、 <u>第72条第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通</u>

改正後	改正前
<u>月」とあるのは「2月」と</u> <u>_____</u>、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。	<u>いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と</u>、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。
<u>第9章 看護小規模多機能型居宅介護</u>	<u>第9章 複合型サービス</u>
第1節 基本方針	第1節 基本方針
第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス<u>(介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)</u>の事業は、指定居宅サービス等基準条例第66条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。	第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス<u>(以下「指定複合型サービス」という。)</u> <u>_____</u>の事業は、指定居宅サービス等基準条例第66条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。
第2節 人員に関する基準 (従業者の員数等)	第2節 人員に関する基準 (従業者の員数等)
第191条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の事業を行う者（以下「<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>」という。）が当該事業を行う事業所（以下「<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>」という。）ごとに置くべき<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に当たる従業者（以下「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に当たる<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>）を利用するために<u>指定看護小規模</u>	第191条 <u>指定複合型サービス</u>の事業を行う者（以下「<u>指定複合型サービス事業者</u>」という。）が当該事業を行う事業所（以下「<u>指定複合型サービス事業所</u>」という。）ごとに置くべき<u>指定複合型サービス</u>の提供に当たる従業者（以下「<u>複合型サービス従業者</u>」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に<u>指定複合型サービス</u>の提供に当たる<u>複合型サービス従業者</u>については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（<u>指定複合型サービス</u>）を利用するために<u>指定複合型サ</u>

改正後	改正前
<u>多機能型居宅介護事業所</u>に登録を受けた者をいう。以下同じ。)を<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>に通わせて行う<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>をいう。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>(本体事業所である<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に当たる<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。	<u>ビス事業所</u>に登録を受けた者をいう。以下同じ。)を<u>指定複合型サービス事業所</u>に通わせて行う<u>指定複合型サービス事業</u>をいう。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(<u>複合型サービス従業者</u>が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う<u>複合型サービス</u>(本体事業所である<u>指定複合型サービス事業所</u>にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う<u>指定複合型サービス</u>を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて<u>指定複合型サービス</u>の提供に当たる<u>複合型サービス従業者</u>については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。
2 (略)	2 (略)
3 第1項の <u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u> のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。	3 第1項の <u>複合型サービス従業者</u> のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。
4 第1項の <u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u> のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)でなければならない。	4 第1項の <u>複合型サービス従業者</u> のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)でなければならない。
5 (略)	5 (略)
6 宿泊サービス(登録者を <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> に宿泊させて行う <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u> (本体事業所である <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う <u>指定</u>	6 宿泊サービス(登録者を <u>指定複合型サービス事業所</u> に宿泊させて行う <u>指定複合型サービス</u> (本体事業所である <u>指定複合型サービス事業所</u> にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う <u>指定</u>

改正後	改正前
<u>看護小規模多機能型居宅介護</u>を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>を置かないことができる。	<u>複合型サービス</u>を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる<u>複合型サービス従業者</u>を置かないことができる。
7 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>は、当該各号に掲げる施設等の業務に従事することができる。	7 <u>指定複合型サービス事業所</u>に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす<u>複合型サービス従業者</u>を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該<u>複合型サービス従業者</u>は、当該各号に掲げる施設等の業務に従事することができる。
(1) ～ (4) (略)	(1) ～ (4) (略)
8 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、登録者に係る居宅サービス計画及び<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の他の業務に従事し、又は当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>に併設する前項各号に掲げる施設等の業務に従事することができる。	8 <u>指定複合型サービス事業者</u>は、登録者に係る居宅サービス計画及び<u>複合型サービス計画</u>の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定複合型サービス事業所</u>の他の業務に従事し、又は当該<u>指定複合型サービス事業所</u>に併設する前項に掲げる施設等の業務に従事することができる。
9 (略)	9 (略)
10 <u>指定複合型サービス事業者</u>（<u>指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス</u>（以下「<u>指定複合型サービス</u>」という。）の事業を行う者をいう。<u>以下同じ。</u>）が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準条例第67条第1項第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき並びに第6条第12項の規定により同条第1項	10 <u>指定複合型サービス事業者</u> <u>が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定複合型サービス</u>の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準条例第67条第1項第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき並びに第6条第12項の規定により同条第1項

改正後	改正前
第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (管理者)	第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (管理者)
第192条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の管理上支障がない場合は、当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の業務に従事することができる。	第192条 <u>指定複合型サービス事業者</u>は、<u>指定複合型サービス事業所</u>ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、<u>指定複合型サービス事業所</u>の管理上支障がない場合は、当該<u>指定複合型サービス事業所</u>の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該<u>指定複合型サービス事業所</u>に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の業務に従事することができる。
2 (略) (<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>の代表者)	2 (略) (<u>指定複合型サービス事業者</u>の代表者)
第193条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(<u>指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。</u>)等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、町長が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。	第193条 <u>指定複合型サービス事業者</u>の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、町長が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。
第3節 設備に関する基準 (登録定員及び利用定員)	第3節 設備に関する基準 (登録定員及び利用定員)
第194条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)は、<u>29人以下</u>とする。	第194条 <u>指定複合型サービス事業所</u>は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を<u>25人以下</u>とする。
2 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同	2 <u>指定複合型サービス事業所</u>の通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該<u>指定複合型サービス事業所</u>におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同

改正後	改正前								
じ。)は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める範囲内において定めるものとする。 (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人 <u>(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員)</u> まで <table border="1"> <tr> <th><u>登録定員</u></th><th><u>利用定員</u></th></tr> <tr> <td><u>26人又は27人</u></td><td><u>16人</u></td></tr> <tr> <td><u>28人</u></td><td><u>17人</u></td></tr> <tr> <td><u>29人</u></td><td><u>18人</u></td></tr> </table> (2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで (設備及び備品等) 第195条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備その他<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 居間及び食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 (2) 宿泊室 次に定めるところによる。 ア 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>が病院又は診療所である場合であつて定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。 ウ ・ エ (略)	<u>登録定員</u>	<u>利用定員</u>	<u>26人又は27人</u>	<u>16人</u>	<u>28人</u>	<u>17人</u>	<u>29人</u>	<u>18人</u>	じ。)は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める範囲内において定めるものとする。 (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人 _____ _____ まで (2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで (設備及び備品等) 第195条 <u>指定複合型サービス事業所</u>は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備その他<u>指定複合型サービス</u>の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 居間及び食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 (2) 宿泊室 次に定めるところによる。 ア 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、<u>指定複合型サービス事業所</u>が病院又は診療所である場合であつて定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。 ウ ・ エ (略)
<u>登録定員</u>	<u>利用定員</u>								
<u>26人又は27人</u>	<u>16人</u>								
<u>28人</u>	<u>17人</u>								
<u>29人</u>	<u>18人</u>								

改正後	改正前
3 第1項に掲げる設備は、専ら当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に支障がない場合は、この限りでない。 4 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域に立地しなければならない。 第4節 運営に関する基準 (<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の基本取扱方針) 第196条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、自らその提供する<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の質の評価を<u>行い</u>、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 (<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の具体的取扱方針) 第197条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。 (2) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。 (3) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に当たっては、<u>看護小規模</u>	3 第1項に掲げる設備は、専ら当該<u>指定複合型サービス</u>の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する<u>指定複合型サービス</u>の提供に支障がない場合は、この限りでない。 4 <u>指定複合型サービス事業所</u>は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域に立地しなければならない。 第4節 運営に関する基準 (<u>指定複合型サービス</u>の基本取扱方針) 第196条 <u>指定複合型サービス</u>は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 <u>指定複合型サービス事業者</u>は、自らその提供する<u>指定複合型サービス</u>の質の評価を<u>行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて</u>、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 (<u>指定複合型サービス</u>の具体的取扱方針) 第197条 <u>指定複合型サービス</u>の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) <u>指定複合型サービス</u>は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。 (2) <u>指定複合型サービス</u>は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。 (3) <u>指定複合型サービス</u>の提供に当たっては、<u>複合型サー</u>

改正後	改正前
<u>多機能型居宅介護計画</u>に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。 (4) <u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>は、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。 (5) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束等を行ってはならない。 (6) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、前号の身体の拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (7) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。 (8) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。 (9) 看護サービス（<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第199条第1項に規定する<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。 (10) ・ (11) (略)	<u>ビス計画</u>に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。 (4) <u>複合型サービス従業者</u>は、<u>指定複合型サービス</u>の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。 (5) <u>指定複合型サービス事業者</u>は、<u>指定複合型サービス</u>の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束等を行ってはならない。 (6) <u>指定複合型サービス事業者</u>は、前号の身体の拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (7) <u>指定複合型サービス</u>は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。 (8) <u>指定複合型サービス事業者</u>は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。 (9) 看護サービス（<u>指定複合型サービス</u>のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第199条第1項に規定する<u>複合型サービス計画</u>に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。 (10) ・ (11) (略)

改正後	改正前
(主治の医師との関係) 第198条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。 2 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。 3 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、主治の医師に<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>及び<u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u>を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。 4 当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>が病院又は診療所である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示及び前項の<u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u>の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。 (<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>及び<u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u>の作成) 第199条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の管理者は、介護支援専門員に<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に<u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u>の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 介護支援専門員は、<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。 3 介護支援専門員は、<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。 4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、他の<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載	(主治の医師との関係) 第198条 <u>指定複合型サービス事業所</u>の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。 2 <u>指定複合型サービス事業者</u>は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。 3 <u>指定複合型サービス事業者</u>は、主治の医師に<u>複合型サービス計画</u>及び<u>複合型サービス報告書</u>を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。 4 当該<u>指定複合型サービス事業所</u>が病院又は診療所である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示及び前項の<u>複合型サービス報告書</u>の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。 (<u>複合型サービス計画</u>及び<u>複合型サービス報告書</u>の作成) 第199条 <u>指定複合型サービス事業所</u>の管理者は、介護支援専門員に<u>複合型サービス計画</u>の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に<u>複合型サービス報告書</u>の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 介護支援専門員は、<u>複合型サービス計画</u>の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。 3 介護支援専門員は、<u>複合型サービス計画</u>の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。 4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、他の<u>複合型サービス従業者</u>と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載

改正後	改正前
した<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなければならない。	した<u>複合型サービス計画</u>を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなければならない。
5 介護支援専門員は、<u>看護小規模多機能型帰宅介護計画</u>の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。	5 介護支援専門員は、<u>複合型サービス計画</u>の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
6 介護支援専門員は、<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>を作成した際には、当該<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>を利用者に交付しなければならない。	6 介護支援専門員は、<u>複合型サービス計画</u>を作成した際には、当該<u>複合型サービス計画</u>を利用者に交付しなければならない。
7 介護支援専門員は、<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の作成（この項の規定による複合型サービス計画の変更を含む。）後においても、常に<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の変更を行うものとする。	7 介護支援専門員は、<u>複合型サービス計画</u>の作成（この項の規定による複合型サービス計画の変更を含む。）後においても、常に<u>複合型サービス計画</u>の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて<u>複合型サービス計画</u>の変更を行うものとする。
8 第2項から第6項までの規定は、前項に規定する<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の変更について準用する。	8 第2項から第6項までの規定は、前項に規定する<u>複合型サービス計画</u>の変更について準用する。
9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した<u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u>を作成しなければならない。	9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した<u>複合型サービス報告書</u>を作成しなければならない。
10 前条第4項の規定は、<u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u>の作成について準用する。 （緊急時等の対応）	10 前条第4項の規定は、<u>複合型サービス報告書</u>の作成について準用する。 （緊急時等の対応）
第200条 <u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>は、現に<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	第200条 <u>複合型サービス従業者</u>は、現に<u>指定複合型サービス</u>の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
2 前項の<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>が看護職員である場合にあつては、必要に応じて臨時応急の手当を行わなければならない。	2 前項の<u>複合型サービス従業者</u>が看護職員である場合にあつては、必要に応じて臨時応急の手当を行わなければならない。

改正後	改正前
(記録の整備) 第201条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、利用者に対する<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) 居宅サービス計画 (2) <u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u> (3) ・ (4) (略) (5) 第199条第9項に規定する<u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u> (6) ～ (9) (略) (10) 次条において準用する<u>第59条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用) 第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、<u>第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17</u>、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、<u>第100条から第104条まで及び第106条</u>の規定は、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「2	(記録の整備) 第201条 <u>指定複合型サービス事業者</u>は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 <u>指定複合型サービス事業者</u>は、利用者に対する<u>指定複合型サービス</u>の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) 居宅サービス計画 (2) <u>複合型サービス計画</u> (3) ・ (4) (略) (5) 第199条第9項に規定する<u>複合型サービス報告書</u> (6) ～ (9) (略) (10) 次条において準用する<u>第105条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用) 第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、<u>第72条、第74条、第77条</u>、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条<u>及び第100条から第106条まで</u>の規定は、<u>指定複合型サービス</u>の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>複合型サービス従業者</u>」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに

改正後	改正前
<u>月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第106条中「<u>第82条第6項</u>」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</u>	第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「<u>複合型サービス従業者</u>」と、第106条中「<u>第82条第6項各号</u>」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。
附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)
第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。	第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
第2条 ～ 第17条 (略)	第2条 ～ 第17条 (略)
	<u>(平成25年3月31日までに事業を開始した指定地域密着型サービスに係る経過措置)</u>
	<u>第18条 この条例の施行の日から平成25年3月31日までの間に事業を開始したサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、第82条第12項中「修了している者」とあるのは、「修了している者（平成25年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</u>
	<u>2 この条例の施行の日から平成25年3月31日までの間に事業を開始した指定複合型サービス事業所については、第191条第9項中「修了している者」とあるのは「修了している者（平成25年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」と、第192条第2項及び第193条中「修了しているもの」とあるのは「修了しているもの（平成25年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</u>
	<u>3 この条例の施行の日から平成25年3月31日までの間に事業を開始したサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（第83条第2項の規定により、当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る第82条第7項に規定する本体事業所（指定複合型サービス事業所であるものに限る。）の管理者が充てられているものに限る。）については、第83条第3項中「修了しているもの」とあるのは、「修了しているもの（平成25年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</u>

改正後	改正前
(研修修了者に係る経過措置) 第18条 この条例の施行の日において、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第43条第2項、第47条第2項、第63条第11項、第64条第3項、第65条、第90条第6項、第91条第2項、第92条、第171条第9項、第172条第2項又は第173条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者は、それぞれ第62条第2項、第66条第2項、第82条第11項、第83条第3項、第84条、第110条第6項、第111条第2項、第112条、第191条第9項、第192条第2項又は第193条に規定する町長が定める研修を修了している者とみなす。 (オペレーターに係る経過措置) 第19条 この条例の施行の際、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業に係るオペレーターに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の4第2項の規定に基づいて厚生労働大臣が定める者をもって充てている定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第6条第2項の規定に基づいて町長が定める者をもって充てているものとみなし、指定夜間対応型訪問介護事業に係るオペレーターに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第6条第2項の規定に基づいて厚生労働大臣が定める者をもって充てている指定夜間対応型訪問介護事業者は、第47条第3項の規定に基づいて町長が定める者をもって充てているものとみなす。 附 則（平成27年3月19日条例第15号） この条例は、平成27年3月31日から施行する。	4 この条例の施行の日から平成25年3月31日までの間に事業を開始したサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る本体事業所が指定複合型サービス事業所であるものに限る。）については、第84条中「修了しているもの」とあるのは、「修了しているもの（平成25年3月31日までに修了することを予定しているものを含む。）」とする。 (研修修了者に係る経過措置) 第19条 この条例の施行の日において、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第43条第2項、第47条第2項、第63条第11項、第64条第3項、第65条、第90条第6項、第91条第2項、第92条、第171条第9項、第172条第2項又は第173条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者は、それぞれ第62条第2項、第66条第2項、第82条第11項、第83条第3項、第84条、第110条第6項、第111条第2項、第112条、第191条第9項、第192条第2項又は第193条に規定する町長が定める研修を修了している者とみなす。 (オペレーターに係る経過措置) 第20条 この条例の施行の際、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業に係るオペレーターに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の4第2項の規定に基づいて厚生労働大臣が定める者をもって充てている定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第6条第2項の規定に基づいて町長が定める者をもって充てているものとみなし、指定夜間対応型訪問介護事業に係るオペレーターに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第6条第2項の規定に基づいて厚生労働大臣が定める者をもって充てている指定夜間対応型訪問介護事業者は、第47条第3項の規定に基づいて町長が定める者をもって充てているものとみなす。 附 則（平成27年3月19日条例第15号） この条例は、平成27年3月31日から施行する。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成29年 3 月31日から施行する。 (介護予防訪問介護に関する経過措置) 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定（整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第 1 項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護又は介護保険法第54条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、この条例による改正前の四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（以下「旧指定地域密着型サービス基準条例」という。）第 6 条第 2 項の規定は、なおその効力を有する。 (介護予防通所介護に関する経過措置) 3 旧法第53条第 1 項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第54条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧指定地域密着型サービス基準条例第151条第13項の規定は、なおその効力を有する。	